

高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所(所在地) _____
 氏名(名称) _____
 申告者(納税義務者) 電話 () _____
 個人番号(法人番号) _____

地方税法附則第15条の9第4項又は同条第5項、第15条の9の2第4項又は同条第5項に規定する高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅等に対する減額措置の適用を受けたいので、新潟市市税条例附則第8条の3第9項又は第12項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	新潟市	家屋番号	
構造	木造・非木造()	階建	
種類(用途)	住宅・併用住宅・共同住宅	持家の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション
延床面積	m ²	人の居住の用に供する部分の床面積	m ²
建築年月日(登記年月日)	年 月 日	改修工事完了年月日	年 月 日
居住安全改修工事費用	全体工事費用	円 (※バリアフリー改修以外の工事費用も含む。)	
	バリアフリー改修工事関連費用	(バリアフリー改修工事費用) 円	(給付金額・補助金額) 円 = (自己負担額) 円
居住する高齢者等(地方税法施行令附則第12条第23項に該当する者)	住所	新潟市	
	氏名	生年月日	年 月 日
	該当区分	65歳以上・要介護認定・要支援認定・障がい者	
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び補助金制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに 同意します・同意しません ※同意されない場合、審査を行う上で必要となる書類を別途提出していただくことになります。		
改修工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由			

添付書類

- 工事費明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）の写し、領収書（工事費を支払ったことが確認できるもの）の写し、改修工事箇所の写真
- 補助金の交付決定通知書等の写し（※補助金等を受けた場合）
- 該当する区分に応じた書類の写し
 - 要介護及び要支援認定者 …… 介護保険の被保険者証
 - 障がい者 …………… 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

記入例

高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書

令和〇年 〇月 〇日

(あて先) 新潟市長

家屋の所有者

申告者
(納税義務者)

住所(所在地) 新潟市〇〇区△△町□□番地

氏名(名称) 新潟 太郎

電話 025 (〇〇〇) 〇〇〇〇

個人番号(法人番号) 000000000001

地方税法附則第15条の9第4項又は同条第5項、第15条の9の2第4項又は同条第5項に規定する高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅等に対する減額措置の適用を受けたいので、新潟市市税条例附則第8条の3第9項又は第12項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	新潟市〇〇区△△町□□番地		家屋番号	〇〇-△△
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 ・ 非木造 ()		2 階建	
種類(用途)	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅		持家の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション
延床面積	115.93 m ²	人の居住の用に供する部分の床面積	115.93 m ²	
建築年月日 (登記年月日)	昭和56年12月20日	改修工事完了年月日	令和〇年 〇月 〇日	
居住安全改修工事費用	全体工事費用	2,500,000 円 (※バリアフリー改修以外の工事費用も含む。)		
	バリアフリー改修工事関連費用	(バリアフリー改修工事費用)	(給付金額・補助金額)	(自己負担額)
	2,000,000 円	—	780,000 円	= 1,220,000 円
居住する高齢者等 (地方税法施行令附則第12条第23項に該当する者)	住所	新潟市〇〇区△△町□□番地		
	氏名	新潟 花子	生年月日	昭和17年 11 月 30 日
	該当区分	<input checked="" type="checkbox"/> 65 歳以上 ・ 要介護認定 ・ 要支援認定 ・ 障がい者		
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び補助金制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します ・ 同意しません ※同意されない場合、審査を行う上で必要となる書類を別途提出していただくことになります。			
改修工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 原則、期日を超えての受付はできませんが、やむを得ない事情により提出が遅れた場合は、その理由を記入してください。 </div>			